

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 [更新]

当社グループは、事業遂行における基本的価値観および目的意識を「経営理念」として確立しております。そして、「経営理念」とともに、これをベースに具体的な行動を示したガイドライン(「Nittoグループビジネス行動ガイドライン」)を策定するとともに、役職員にこれを周知徹底しております。

このような「経営理念」のもと、企業価値を最大化させ永続的に発展していくためには、果敢な経営判断とともに、意思決定の迅速性や透明性が必要と考えております。そのためには、コーポレートガバナンスの確立が極めて重要な課題であると捉え、コーポレートガバナンス体制の実効性確保だけでなく、次の基本原則に沿って、体制のより一層の充実化を図ってまいります。

- (1) 株主の権利・平等性を確保します。
- (2) ステークホルダーと適切に協働します。
- (3) 適切な情報開示を実施し、透明性を確保します。
- (4) ステークホルダーから期待された経営機能の実現を目指します。
- (5) 株主との建設的な対話をを行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 [更新]

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示】

当社では、取締役会の実効性について、適宜各取締役が意見を交換するとともに、必要に応じて経営・報酬諮問委員会の意見も聴取して評価しています。今後、各取締役の自己評価および結果の開示について、評価基準、方法等を慎重に検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 [更新]

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社グループは、株式保有が事業戦略遂行上必要不可欠であり、その事業がグループ企業価値の長期的な向上に繋がると判断した場合に限り、株式を保有することがあります。ただし、個々の株式の保有については、毎年、保有目的の見直し・検証を行い、継続保有・売却等の判断を行います。

また、保有株式の議決権の行使については、議案毎に株式保有会社と当社との双方の利益に合致しているか、安定的な企業価値の向上に資するかどうか等を考慮の上、総合的に賛否を判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社取締役または主要株主等による関連当事者取引を取締役会の決議事項とし、取引の合理性(事業上の必要性)や取引条件の妥当性等について確認しております。

また、取締役会等の重要会議に上程される議案について、事前に事務局が法務部門と協同して、当該議案が関連当事者取引に該当しないか審査を実施しております。

さらに、内部監査部門における取引の内容等の事後的なチェックや監査役(会)の監査による健全性および適正性確保の仕組みを整備しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 経営理念と経営計画

当社ホームページhttp://www.nitto.com/jp/ja/about_us/をご参照ください。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

本報告書「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(iii) 取締役および監査役の報酬方針

・取締役の報酬に関する方針

当社における取締役の報酬は、

固定報酬である基本報酬

短期的な業績運動である役員賞与

中長期的なインセンティブとしての新株予約権による報酬

の3種類で構成されています。そして、各報酬は、それぞれごとに株主総会で決議いただいた総額の範囲内で決定しております。

また、報酬の客觀性および透明性を高めるために、取締役の報酬の考え方について経営・報酬諮問委員会の意見を聴取したうえ、代表取締役が個人別の報酬の内容を個々の取締役の職務と責任および実績に応じて決定することにしております。

・監査役の報酬に関する方針

当社における監査役の報酬は、取締役による職務執行に対する監査等の職務を担うことにより照らし、株式関連報酬その他の業績運動型の要素を含めず、固定報酬である基本報酬のみで構成されています。そして、当該報酬については、株主総会で決議をいただいた総額の範囲内で決定しております。

また、監査役の個人別の報酬の内容については、個々の監査役の職務と責任に応じた報酬額を監査役の協議によって決定しております。

(iv) (v) 取締役・監査役候補者の指名方針・手続および個々の指名理由

(取締役会・監査役会の適切な構成について)

当社は、現在の会社規模、取締役会・監査役会での実質的な議論の促進、社外取締役の適切な人数の確保等の観点から、取締役会においては10名以下(うち、独立社外取締役は2名以上)とするのが、適切な構成と考えており、定款においても上限を10名と定めております。また、監査

役会においては5名以下(うち、独立社外監査役は半数以上)とし、そのうち最低1名は財務・会計に関する適切な知見を有している者であることが、適切な構成と考えており、定款においても上限を5名と定めております。

(取締役・監査役の指名について)

取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、下記の役員選任基準を定め、当該基準を満たす者を適任者として指名しております。

<役員選任基準>

これまでの経験による深い見識や高い専門性を有することを基本として、それに加えて経営理念を理解し、実践し、結果を出し、新しいことにチャレンジし続けられること。(なお、当社では、この要件を満たす者を『Nitto Person』という)

(社外取締役・社外監査役の指名について)

社外取締役および社外監査役の指名を行うに当たっては「役員選任基準」に加え、「独立社外役員の選任基準」を定め、当該基準に満たす者を適任者として指名しております。また、当社の取締役または監査役としての役割・責務を適切に遂行するために必要となる時間・労力を確保するため、社外取締役および社外監査役が他社の役員等を兼任する場合には、適切な兼任状況であることに留意しております。

<独立社外役員基準>

1. 当社および当社グループ会社の業務執行者等(取締役、監査役または執行役員その他の使用人)でなく、かつ、過去にもあったことがないこと。
2. 当社の大株主(議決権所有割合10%以上の株主)の重要な業務執行者等(取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員その他の重要な使用人)でないこと。
3. 当社が大株主である会社の重要な業務執行者等でないこと。
4. 当社の主要な取引先(直近事業年度における当社との取引の対価の支払額または受取額が、連結総売上高の2%超)の重要な業務執行者等でないこと。
5. 当社の主要な金融機関(直近事業年度における連結借入総額が、連結総資産の2%超)の重要な業務執行者等でないこと。
6. 当社から多額の報酬または寄付(直近事業年度において、個人は1千万円以上、法人・団体は連結総売上高の2%超)を受領する法律専門家、会計・税務専門家、各種コンサルティング専門家または研究・教育専門家でないこと。
7. 当社および当社グループ会社の業務執行者等の親族関係(3親等以内または同居親族)でないこと。
8. 上記の他、独立社外役員としての独立性に疑義があり、一般株主と利益相反のおそれがあると合理的に判断されないこと。

(取締役・監査役候補者の経歴について)

当社「招集ご通知」の株主総会参考書類に記載の各候補者の経歴をご参照ください。なお、当社「招集ご通知」は、当社ホームページ<http://www.nitto.com/jp/ja/ir/>に掲載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社の意思決定には、経営の意思決定・監督機能としての取締役会、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営戦略会議、事業部門(本社機能も含む)毎の会議体、部門長など、各レベルの意思決定が存在しております(コーポレートガバナンス体制については、当社ホームページhttp://www.nitto.com/jp/ja/about_us/において開示しております)。

そして、各レベルの意思決定の範囲については、決定事項の内容や決裁金額等に基づき具体的に区分されたグループ意思決定規程・基準により規定しております。これにより、取締役会における経営の意思決定と業務執行の分離を確立し、取締役会における実効的な議論の確保を図っております。

【補充原則4-9 社外役員の独立性基準】

本報告書【原則3-1 情報開示の充実】の「(iv)(v)取締役・監査役候補者の指名方針・手続および個々の指名理由(社外取締役・社外監査役の指名について)」をご参照ください。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会における規模等の考え方】

本報告書【原則3-1 情報開示の充実】の「(iv)(v)取締役・監査役候補者の指名方針・手続および個々の指名理由(取締役会・監査役会の適切な構成について)」をご参照ください。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

当社「招集ご通知」の株主総会参考書類に記載の各候補者の経歴をご参照ください。なお、当社「招集ご通知」は、当社ホームページ<http://www.nitto.com/jp/ja/ir/>に掲載しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニング】

当社は、取締役・監査役候補者を指名するに当たって、「役員選任基準」により、取締役・監査役の職務と責任を全うできる適任者として指名する方針です。

これに加えて、当社は、経営理念の実践やコンプライアンスに関する研修を定期的に実施しており、当該研修については従業員だけでなく、模範となるべくすべての役員が参加しております。さらに、当社の社内役員は、その役割を果たすために、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積むよう義務が課されております。

また、新任の社外役員については、就任後速やかに、当社の事業内容、財務状況等に関する研修を受講しています。

【補充原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、分かり易い形での説明とともに、株主との建設的な対話を促進し、株主の理解が得られるよう努めます。そのため、次の方針を定めています。

- (1) 当社は、IR活動を経営上の重要課題のひとつとして位置づけ、CEOを責任者、CFOを担当役員とし、経営幹部自らが、株主との対話を推進する。
- (2) 対話の実効性を確保するためIR専任部署を設置する他、法務、経営企画、経理財務、総務、広報、グループ会社管理、CSR推進等の各担当部署と有機的な連携を図り、IR情報の共有や情報開示について社内横断的な体制を構築するとともに、情報取扱責任者を設置し、情報の適時適切な開示に努める。
- (3) 個別面談以外の対話の手段として、四半期ごとに決算説明会を開催し、CEOまたはCFOが説明を行う。加えて米国、欧州、アジアにおいて海外IRを年1回以上行う。
- (4) 株主との対話を通じて把握された意見や経営課題について、経営幹部や関連部門へ定期的にフィードバックして周知・共有を行い、経営に反映する。
- (5) インサイダー情報の管理に関して「日東電工グループインサイダー取引防止規程」を制定し、情報管理の周知徹底を図る。また、決算発表前の期間は沈黙期間として株主・投資家との取材を制限する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	19,842,600	12.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	14,312,300	8.66
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	3,155,900	1.91
BNPパリバ証券株式会社	3,049,036	1.85
JP MORGAN CHASE BANK 385632	2,594,269	1.57
STATE STREET BANK WEST CLIENT – TREATY 505234	2,457,364	1.49
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	2,393,012	1.45
EUROCLEAR BANK S.A./N.V.	2,381,700	1.44
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,310,800	1.40
日本生命保険相互会社	2,082,060	1.26

支配株主(親会社を除く)の有無 ——

親会社の有無 なし

補足説明更新

- 当社は自己株式8,571,111株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
- 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いた数に基づき算出しております。
- 2015年11月6日現在において、次のとおり大量保有報告書が提出されておりますが、当社としては2015年9月30日現在の株主名簿に従って記載しております。
 - ・ブラックロック・ジャパン株式会社およびその共同保有者の計9名、12,038,651株(2015年11月6日現在)
 - ・三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者の計3名、11,614,200株(2015年11月6日現在)
 - ・野村證券株式会社およびその共同保有者の計3名、9,936,079株(2015年5月15日現在)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
古瀬 洋一郎	他の会社の出身者								△		
水越 浩士	他の会社の出身者								△		
八丁地 隆	他の会社の出身者								○		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d, e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古瀬 洋一郎	○	<社外役員の属性情報> 古瀬洋一郎氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	上場企業の取締役、代表取締役を歴任されて培われた経営に関する高い見識・経験を当社の経営に反映していただくため。また、「その他独立役員に関する事項」に記載の「独立社外役員の選任基準」を満たしているため。
水越 浩士	○	<社外役員の属性情報> 水越浩士氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	上場企業の代表取締役や神戸商工会議所会頭を歴任されて培われた経営に関する高い見識・経験を当社の経営に反映していただくため。また、「その他独立役員に関する事項」に記載の「独立社外役員の選任基準」を満たしているため。
八丁地 隆	○	<社外役員の属性情報> 八丁地隆氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	上場企業の代表執行役、取締役を歴任するのみならず、実際に海外に赴任した経験により培われたグローバル企業の経営者としての高い見識・経験を当社の経営に反映していただくため。また、「その他独立役員に関する事項」に記載の「独立社外役員の選任基準」を満たしているため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	経営・報酬諮問委員会	8	0	2	3	0	3	社内取締役

補足説明

当社は、代表取締役の諮問機関として、経営上の重要課題および役員報酬制度に関し、異なった視点からのアドバイスを得るために、社外取締役および社外監査役で構成する経営・報酬諮問委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との連携に関し、会計監査人からの監査報告及び情報交換会議を定期的に開催しているほか、会計監査人の棚卸実査の立会いなどを実施しております。
また、監査役と内部監査部門との連携に関し、内部統制・監査担当部署は、監査役に対し、監査体制・監査計画の定期的な報告、およびこれらに基づいた監査結果の報告を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
寺西 正司	他の会社の出身者												△	
豊田 正和	その他													
白木 三秀	学者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
寺西 正司	○	<社外役員の属性情報> 寺西正司氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	金融機関における長年の経験と財務に関する豊富な知見を当社の監査に反映していただくため。また、「その他独立役員に関する事項」に記載の「独立社外役員の選任基準」を満たしているため。
豊田 正和	○	<社外役員の属性情報> 豊田正和氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	経済、国際貿易分野での高い見識と豊富な経験を当社の監査に反映していただくため。また、「その他独立役員に関する事項」に記載の「独立社外役員の選任基準」を満たしているため。
白木 三秀	○	<社外役員の属性情報> 白木三秀氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	大学教授として労働問題、グローバル人材育成の専門家であり、これらの高い見識を当社の監査に反映していただくため。また、「その他独立役員に関する事項」に記載の「独立社外役員の選任基準」を満たしているため。

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

6名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しています。

当社は、社外取締役および社外監査役の独立性を確保するため、「独立社外役員の選任基準」を定めております。

「独立社外役員の選任基準」の内容については、本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」の【補充原則4-9 社外役員の独立性基準】をご参照ください。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 [更新](#)

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

社内取締役に対し、株式報酬型ストックオプションを付与しています。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、2004年に取締役・執行役員に対する現金による退職慰労金を廃止し、その代替として株式報酬型ストックオプション制度を導入いたしました。これは、実質的に株式現物を給付するための具体的方法としてストックオプションを付与するもので、対象者は在職中に毎年の付与分を積み立て、退職後に権利行使することにより株式を取得することができます。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告にて取締役・監査役別に各々の総額を開示するとともに社外役員への支給総額についても開示しております。
また、有価証券報告書にて連結報酬等の総額が1億円以上である者を個別に開示しております。

1)役員区分ごとの対象となる役員の員数、報酬等の種類別の総額および報酬等の総額

取締役(社外取締役を除く)

対象となる役員の員数 6名

報酬等の種類別の総額

基本報酬202百万円

役員賞与251百万円

新株予約権(株式報酬型ストックオプション)89百万円

報酬等の総額543百万円

社外取締役

対象となる役員の員数2名

報酬等の種類別の総額

基本報酬21百万円

報酬等の総額21百万円

監査役(社外監査役を除く)

対象となる役員の員数2名

報酬等の種類別の総額

基本報酬67百万円

報酬等の総額67百万円

社外監査役

対象となる役員の員数3名

報酬等の種類別の総額

基本報酬21百万円

報酬等の総額21百万円

2)報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額

氏名 柳楽幸雄

役員区分 取締役

報酬等の種類別の額等

基本報酬54百万円

役員賞与73百万円

新株予約権(株式報酬型ストックオプション)26百万円

報酬等の総額153百万円

氏名 高崎秀雄

役員区分 取締役

報酬等の種類別の額等

基本報酬54百万円

役員賞与73百万円

新株予約権(株式報酬型ストックオプション)23百万円

報酬等の総額150百万円

(注)

- 上記には、2014年6月20日開催の第149回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
- 使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与を含む)は、上記報酬等とは別枠であります。なお、当事業年度は使用人分給与の支給はありません。
- 基本報酬の限度額は、取締役については月額30百万円(第143回定時株主総会決議)、監査役については月額12百万円(第139回定時株主総会決議)であります。
- 役員賞与額は、第150回定時株主総会で承認されたものであります。
- 新株予約権(ストックオプション)につきましては、第149回定時株主総会で承認されたものであります。
- 上記表の報酬のほか、8百万円を支給いたしております。これは2004年6月24日の第139回定時株主総会の決議に基づく、役員退職慰労金制度廃止に伴う精算支給の対象であった役員1名が退職したことにより支払ったものです。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬の算定方法の決定方針については、本報告書「I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」の【原則3-1 情報開示の充実】をご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。

当社は、社外取締役に、経営全般に関して、一般株主を含む外部の視点からの客観的かつ公平な意見の表明、監督および社外で得られる重要な情報提供等の機能および役割を、社外監査役に、社外の客観的な見地に基づく取締役の業務執行に対する監視・牽制の機能および役割を、それぞれ期待しております。

そして、社外取締役に対し、毎月、取締役会および経営戦略会議の議題、業務報告の議案資料などを事前に電子メール等で報告しています。

また、社外監査役を補佐する監査役補助者を置き、(1)監査、監査役会等の開催決定、議事録作成、(2)会議資料の事前準備、(3)社外監査役への諸情報提供を行っています。

なお、社外取締役および社外監査役と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<取締役、取締役会、執行役員>

取締役会は経営に係る重要な事項について意思決定するとともに、取締役(9名)および執行役員(16名)による業務執行を監督しております。

取締役および執行役員は、取締役会が決定した基本方針に従い、業務執行の任にあたっております。

また、経営の健全化、透明性の確保を高めるために取締役および執行役員の任期を1年に設定するとともに、2007年度より社外取締役を複数(現時点で3名)選任しています。

<監査役、監査役会>

当社の監査役は5名であり、3名が社外監査役で2名が社内出身の常勤監査役です。

監査役は、取締役会に出席して取締役の業務執行を監視するとともに、その他の重要会議への出席、取締役および使用人からの活動状況聴取、決裁書類その他の重要書類の閲覧、本社・技術・事業部門や事業所等ならびに国内外の子会社などの調査、会計監査人からの監査報告

聴取および意見交換などを通じて、監査を実施しております。

＜責任限定契約の内容の概要＞

当社は、定款に基づき、社外取締役および社外監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

＜内部監査および監査役監査の状況＞

当社は、内部統制の徹底と、国内外のグループ会社を含めた業務プロセスおよび業務全般の適正性、妥当性、効率性を監視する目的で内部統制・監査担当部署を設置しております。また、その他の内部監査機能として、環境・安全・品質・輸出管理に関しては、専門機能部門が上記担当部署と連携して監査を行っております。

また、監査役は、上記担当部署との連携、国内外グループ会社監査役との意見・情報交換等を行い、監査の実効性の確保を図っております。

なお、常勤監査役 谷口喜弘は、長年に亘り当社経理・監査部門で業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

＜会計監査＞

当社は、会計監査人に「有限責任 あづさ監査法人」を起用しておりますが、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係ではなく、また同監査法人は從来より自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。当社は同監査法人との間で、法定監査について監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務にかかる補助者の構成については下記のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：竹内 毅

指定有限責任社員 業務執行社員：千田 健悟

指定有限責任社員 業務執行社員：東浦 隆晴

・監査業務に係わる補助者の構成

公認会計士14名、その他9名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記に記載のコーポレート・ガバナンス体制により、業務執行、経営の監督が有効かつ効率的に機能すると認識しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主様に当社事業の状況を理解いただき、議案の検討を十分いただけるよう招集通知の発送早期化に努め、約3週間前に発送を行っています。あわせて発送日に当社ホームページに招集通知を掲載しています。
集中日を回避した株主総会の設定	株主様に対し、より開かれた株主総会を目指し、集中日以外の日に開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	電子投票制度を採用して、議決権行使できる環境を株主様に提供しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	国内外の機関投資家が、招集通知関連情報をタイムリーに閲覧し、議決権の電子行使が可能なICJ社のプラットフォームサービスを利用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知、招集通知添付書類、株主総会参考書類を英訳し、当社ホームページ等で参考訳として提供しています。
その他	株主様の便宜を図るため、当社ホームページ以外に、東京証券取引所およびICJ社のプラットフォームに、招集通知の日本語版と英訳版(参考訳)を掲載しています。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに日本語および英語で公表しています。 『情報開示の基本方針』、『情報開示の基準と方法』、『沈黙期間』、の3項からなるディスクロージャーポリシーを定め、ステークホルダーの皆様に対し、適時性、透明性、公平性の観点での情報提供を継続しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社ホール等にて、定期的に説明会を実施しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとにCFOがテレフォンカンファレンスを主催しています(決算発表日)。当社主催の会社説明会を年1回実施する他、証券会社主催のフォーラムに参加し、トップ自ら説明を行っています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	トップ自ら主要な機関投資家(北米、欧州およびアジア)へ訪問し説明を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.nitto.com/jp/ja/ir/ (日本語) http://www.nitto.com/ir/ (英語)	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部 IR グループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	従業員、顧客、行政、取引先、地球環境、地域社会、株主等、すべてのステークホルダーに対する倫理的な対応、遵法の確保について『Nittoグループビジネス行動ガイドライン』に定め16言語で約3万名の全世界従業員に説明の上、配布しています。 (当社ホームページに開示 http://www.nitto.com/jp/ja/about_us/sustainability/governance/guideline/)
環境保全活動、CSR活動等の実施	経済性、環境適合性、社会適合性のトリプルボトムラインおよびガバナンスに関する活動内容は、それらを一冊にまとめた「Nittoグループレポート」に記載しています。 (当社ホームページに開示 http://www.nitto.com/jp/ja/about_us/sustainability/)
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	従業員、顧客、行政、取引先、地球環境、地域社会、株主等、日東電工グループを取り巻くステークホルダーに対し、年度の活動実績、財務情報、さらには社会的な存在意義や社会貢献などを包括的に伝えることを方針として、Nittoグループレポートを発行しています。非財務情報はGRI(Global Reporting Initiative)を参考としています。 (当社ホームページに開示 http://www.nitto.com/jp/ja/about_us/sustainability/)

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<内部統制に関する基本方針>

当社は、会社法第362条および会社法施行規則第100条の規定に従って、次のとおり内部統制に関する基本方針を定めています。

【1】当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制およびその他企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社グループのコンプライアンス体制の基礎として、経営理念およびその具体的な内容として法令・倫理規範遵守のためのビジネス行動規範を定め、当社グループ全役職員にこれを周知・徹底するとともに、当社取締役は法令および倫理規範の遵守を率先垂範する。
- (2)意思決定のプロセスを含む経営全般の透明性を高めるため、当社取締役会において社外取締役制度を採用する。
- (3)当社グループのコンプライアンスやリスクマネジメント体制の整備を含むCSR活動を推進するため、CSR担当取締役を定め、当該取締役を委員長とするCSR委員会を設置する。
- (4)財務報告の信頼性を確保するための内部統制を含め、業務プロセスおよび業務全般の適正性、妥当性、効率性を確保するための体制を整備する。
- (5)内部監査部門として内部統制・監査担当部署を置き、当社各部門およびグループ会社の業務プロセス、業務全般の適正性等について内部監査を行うとともに、安全・環境・品質・輸出管理に関しては専門部署を設け、内部統制・監査担当部署と連携して監査を行う体制をとる。
- (6)法令違反および倫理規範に対するコンプライアンスについての社内通報体制として、匿名性を保つ意味から社外の専門機関を直接の情報受領者とする通報システムのほか、社内担当窓口を整備し、CSR担当取締役および監査役を含む法令倫理委員会を設置してその対応および再発防止体制の整備を行う。

【2】当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社株主総会議事録、取締役会議事録、経営戦略会議議事録、稟議決裁文書等取締役の職務執行に係る文書については、文書管理および保存に関する規程に基づき、書面または電磁的媒体等その記録媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

【3】当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)リスク管理体制の基礎として、当社グループ全体の観点から、事業構成や海外での事業運営にかかる事業リスク、為替変動やカントリーリスクなど外部要因に基づくリスク、新技術開発力や知的財産権など技術競争力に関するリスクについて、当社取締役会、経営戦略会議および各事業執行組織において常時管理し、必要に応じて対応する。
- (2)安全・環境・災害や製品の品質・欠陥に関するリスク、情報セキュリティや反社会的勢力への対応、独占禁止法・薬事法・輸出管理法などコンプライアンスに関するリスクなどについて、それぞれ担当部署を定めて定期的に重要リスクの洗い出しを行い、個々のリスクについてそれぞれの職制や各種委員会活動および必要に応じて編成するプロジェクト活動を通じて監視・対策する。
- (3)万一、不測の事態が発生した場合には、速やかに当社社長、CSR担当取締役および監査役に報告される体制を整え、当社社長のもとに危機対策本部を設置して損害の拡大を防止し、これを最小限に止め、事業継続および早期に復旧する体制を整える。

【4】当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (2)当社の具体的な経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、その重要度に応じて、取締役会決議とするほか、取締役および執行役員によって構成される経営戦略会議(原則月1回開催)での決議、各事業執行組織主催の会議での決議または稟議決裁による決定等会社としての決裁ルールを整備する。
- (3)業務執行の責任者およびその責任範囲、業務執行手続の詳細については、取締役会で定める組織、グループ意思決定規程等においてそれぞれ定める。
- (4)ITを活用した業務システムを積極的に導入して業務が効率的に執行される体制を確保する。

【5】当社グループの取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1)当社グループ会社の経営上の意思決定および重要事項について、当社との事前協議や当社への報告等が適切に行われるようグループ意思決定規程・基準を整備する。
- (2)グループ意思決定規程・基準に基づき、当社の取締役および執行役員が、それぞれ管掌する事業に関するグループ会社からの報告を受け、必要に応じてその意思決定に関与する体制とすることにより、グループ全体の業務の適正を確保する。
- (3)技術、ITおよび財務に関する事項について、当社取締役または執行役員よりそれぞれチーフオフィサーを定め、これらの事項がグループ全体として適正・効率的に行われる体制とする。

【6】当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社グループの業務執行の責任者およびその責任範囲、業務執行手続の詳細について、グループ意思決定規程・基準等においてそれぞれ定める。
- (2)各グループ会社の業務執行が当社の重要事項に該当する場合には、その重要度に応じて、当社の取締役会その他会議体における決議とする。

【7】当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)当社監査役の職務を補助すべき使用人として内部統制・監査担当部署に監査役補助者を置く。
- (2)監査役補助者の選任・異動、評価については常勤監査役の了解を得たうえで決定し、取締役からの独立性を確保する。
- (3)監査役補助者は業務執行にかかる役職を兼務しない。
- (4)当社取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識、理解し、当社グループに対しその旨周知徹底とともに、監査役補助者を含め内部統制・監査担当部署ほか内部監査体制の充実を図る。

【8】当社取締役、その使用人、当社グループ取締役等が当社監査役(会)に報告をするための体制および当該報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)当社取締役および使用人は、監査役(会)が定める監査計画に従って、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について当社監査役に報告する。
- (2)前記にかかわらず、当社監査役は必要に応じていつでも、当社取締役および使用人に対して報告を求めることができるとともに、重要な会議への出席およびそれら会議の議事録または稟議決裁文書類および各種報告書の閲覧を求めることができる。
- (3)当社取締役は、コンプライアンスについての社内通報体制および緊急事態・事故発生時の報告体制を整え、その適切な運用を維持することにより、当社監査役への迅速かつ適切な報告体制を確保する。
- (4)社外の専門機関を直接の情報受領者とする通報システムを整備することにより、社内通報者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。

【9】当社監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

【10】その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

(1)当社監査役は内部統制・監査担当部署と協力し、監査計画に従って各グループ会社を適宜監査する。

(2)前記監査のほか、監査役が必要に応じていつでも各グループ会社の監査役および取締役・経営幹部に報告を求めることができる体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況＞

当社グループでは、ビジネス行動規範において「全ての法や規制に従うこと」を基本方針としています。また、同ガイドライン中の事業活動（地球環境・社会との関係）で反社会的勢力に相当する、社会の秩序や安全・人権を脅かすような行為、およびそうした団体への支援を容認しないことを明記しています。

さらに、「日東電工グループ反社会的取引防止規程」を定め、反社会的取引の禁止、従業員の義務、体制、渉外対応、周知徹底方法を明確にしています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社株式の大規模買付け行為に対する基本的な考え方は、以下のとおりです。

当社は、株式の大量保有を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えておりますが、一方では高値での売抜け等の不当な目的による企業買収の存在も否定できず、そのような買収者から当社の基本理念やブランドおよび株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

現在のところ、当社株式の大量買付けに係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としても、そのような買付者が出現した場合の具体的な取組み(いわゆる「買収防衛策」)を予め定めるものではありませんが、当社としては、株主から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じる方針です。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<適時開示体制の概要>

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 適時開示に関する基本方針

当社は、健全な事業活動を展開し、適切な情報開示とコミュニケーションにより株主の信頼に応え、法と倫理に基づき良識に従うことを情報開示に関する基本姿勢としております。情報開示にあたっては、株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーのみなさまに、当社グループに関する重要な情報を適時性・透明性・公平性の観点から継続して提供いたします。

2. 適時開示に係る社内体制

上記基本方針に基づく適時・適切な情報開示体制の充実を図るため、適時開示委員会を設置しております。

適時開示委員会は、CFOを委員長とし、複数の関連部署の長により構成され、情報の収集、分析・判断、開示手順の各プロセスにおける体制及び諸規程の整備について決定する他、適時開示の周知・啓蒙に関する事項及びこれらのプロセスが適正に行われているかどうかの検証を行うこととしております。

また、当社グループの情報開示に係る社内体制に関する規程として、経営上の重要性や金額等の基準に従い、意思決定機関及びその権限を定めた規程、事故・災害等の緊急事態が発生した場合の情報を速やかに把握するため、発生した事項の緊急性度に応じた報告ルートや報告内容について定めた規程、未公表の内部情報の管理について定めた規程、社外への情報発信を一元化するため、担当部署や発信情報の取扱について定めた規程等を整備しております。

3. 適時開示の手順

当社グループの適時開示は、以下の手順に準拠して行われます。

(1)情報収集

上記諸規程に基づき、当社グループにおける決定事実・発生事実及び決算に関する情報について、適時開示規則により要請される開示基準を上回る判断基準を定め、この基準に該当する情報が適時開示委員会に報告されるよう当社グループ内に周知することにより、適時に網羅的な情報収集を行う体制としております。また、事故等緊急性の高い事項については、当社総務担当部署または取締役社長に直接報告される報告ルートを定め、速やかな情報収集を行う体制としております。

(2)情報の分析・判断及び開示

適時開示委員会において、収集した情報を分析し、適時開示規則に準拠した開示の要否を判断することとしております。この判断に基づき、情報取扱責任者がIR担当部署に指示し、TDnet等の適切な方法による開示を行います。

4. 適時開示体制に対する適正性の確保

当社グループを対象としたコンプライアンス教育を実施し、インサイダー取引の防止や会社情報の管理に対する認識を高めております。さらに適時開示委員会は、情報開示プロセス全体を通じて情報の収集や判断、開示手続が適正に行われているかどうかをチェックし、必要に応じて適時開示に係る社内体制の見直しを図ることとしております。

